グループ取引信用保険 のご案内



立定経営のためた。。



与信管理

の強化

貸倒損失

の平準化



資金繰り の安定化



対外信用力 の向上

まずはお気軽にご相談ください。 御社の取引規模に応じたプランをご提案いたします。

※最低保険料はございません。

募集期限

令和6年9月27日(金)まで

保険期間

令和7年 1月1日午前0時~ 令和7年 12月31日午後12時まで 1年間

本保険へ 加入できる方

- 一般社団法人日本玩具協会の会員
- 同協会の団体会員の会員
- 玩具安全マーク使用許諾契約企業

保険料払込締切日

令和6年12月16日(月)

もしも、債権を回収できなかったら…





取引信用保険ご加入のメリット



与信管理の強化

加入する際は、取引先に対する与信管理の強化にお役立ていただけます。



資金繰りの安定化

貸倒損失の一部を保険金で補填することが できますので、資金繰りが安定します。



貸倒損失の平準化

毎期一定とはならない貸倒損失を保険料と してご負担いただくことで、コストを平準化 できます。



対外信用力の向上

売掛債権が保全されることで、金融機関や お取引先に対する貴社の信用力の向上が期 待できます。

予期しない高額の貸倒損失に備えて



与信とは?

商取引において、商品やサービスを先に 提供して代金は後で回収することが行われる場合があります。この取引において、 販売先に対して商品の代金を回収するまで「信用を与える」ことを「与信」といいます。



信用リスクとは?

取引先が倒産して、売上債権の全額が回収できなくなって、損失を出してしまうリスクを「信用リスク」といいます。取引先の倒産する可能性、売上債権残高を把握することが重要です。



与信管理とは?

売上債権を管理することを「与信管理」と言い、取引先の信用状況に応じて、取引可否や取引の規模を考える方法です。取引先が倒産した場合、回収できない可能性のある売掛金や手形などの売上債権を、信用状況に応じてコントロールします。



「取引信用保険」とは

取引信用保険とは、被保険者の各種商品の取引先が販売代金(取引先から見た買上代金)等の支払債務を履行しないことにより、被保険者が被る損害に対して保険金を支払うものです。

つまり、被保険者の取引先の倒産などによる回収不能債権を補償します。

※保険の対象は売買契約に限ります。

取引信用保険の特長

特長

日本玩具協会会員様 を包括審査しており、 2億円まで 保証枠を確保済 特長 2

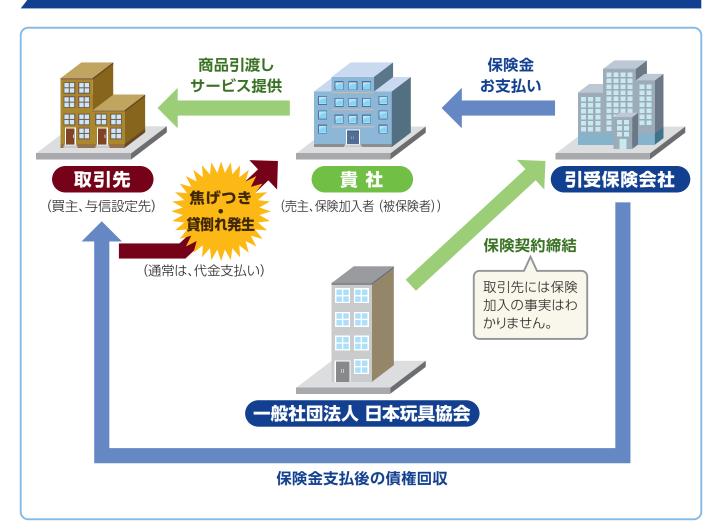
縮小支払 100%

※一般的な取引信用保険は 90%~95%です。 特長 3

日本玩具協会が 保険契約者となる事で スケールメリットを 活かした 柔軟な保険設計に対応



取引信用保険の流れ



取引先 (債務者) 支払限度額の設定について



日本玩具協会 会員 の場合	申告していただいた必要保証額 (*1) (同一取引先に対する必要保証額の合計額が2億円までであることが条件となります(*2、3)。)
日本玩具協会 会員以外 の場合	取引先ごとに審査 (審査の結果、申告していただいた必要保証額を下回る場合があります。)
保険期間中の 総支払限度額	合計20億円

- (※1)必要保証額とは、想定(予想)債権残高から、①担保・保証金、②ファクタリング等の金額を差し引いた債権額をいいます。 (※2)引受保険会社の審査により、2億円を超えた設定が可能な場合があります。
- (※3)2社以上の被保険者が同一取引先(債務者)について損害を被った場合にお支払する保険金は、全被保険者合計でその取引先の取引先(債務者)支払限度額が限度となります。

お支払いする保険金

/ 損害保険金

お支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1債務者についての保険金の額は、 保険証券または取引信用保険加入者証添付の明細に記載された債務者支払限度額を限度とします。

お支払いする保険金

=

以下の 計算金額



縮小支払割合 100%



取引先毎の 支払限度額

事故発生時の 未回収債権額



事故発生日までの 遅延利息



反対債務 および回収金

- ●いわゆる「貸倒金額」のこと、まだ回収できていない売掛金や受取手形の合計額
- ●損害発生(保険事故)までの遅延利息をお支払いします。利率は、売買契約書上に記載がある場合(約定利率)はその約定利率、ない場合は民法第419条第1項の法定利率が適用されます。
- ●反対債務:売掛債権を有する取引先から商品を仕入れているような場合は、売掛債権とは反対の 「買掛債務」(反対債権)を有していることになるので、未回収債権額からその債務額を 差し引く
- ●回 収 金:担保を設定していたり、納品済の商品を回収したりして、売掛債権の一部を回収できた場合は、未回収債権額からその回収金額を差し引く

/ 費用保険金

上記1.のほか、引受保険会社の承認を得て支出した損害の発生・拡大の防止のために要した費用および損害の賠償を受ける権利の行使・保全に必要な手続きのために要した費用をお支払いします。



お見積り受付からご加入までの流れ

お客さまからの 取引先データの ご提出

- ●お見積りにあたり、付保対象となるお取引先に関する情報(企業名、登記住所、年 間販売高、債権残高など)や、現在の与信・債権管理の状況等をお見積り用ヒア リングシートに記載のうえご提出いただきます。
- ●保険料率、支払限度額等の条件は毎年見直しさせていただきますので、継続時も 同様にご提出いただくことになります。



お引受条件 (お見積り)の ご案内

- ●お取引先の信用状況調査のため及び、被保険者間で重複しているお取引先の取 り纏めに時間を要するため、お見積り作成には約4週間程度時間を要しますので、 あらかじめ了承願います。
- ●引受保険会社でお客さまのリスクに見合った保険設計を行います。

保険加入内容の確定 ●お見積りの内容をご確認いただき、ご加入内容を確定いたします。



●本お見積り内容でご加入をご希望する場合、加入依頼書をご提出いただき、加入 手続きを行います。

お見積り例

A社

債務者支払限度額合計 1,000万円

X

2.8% (保険料率)



年間保険料 280,000円

B社

債務者支払限度額合計 4,000万円

X

2.4% (保険料率)



年間保険料 960,000円

C社

債務者支払限度額合計 3億円

X

0.9% (保険料率)



年間保険料 2,700,000円

※保険対象となる取引先の信用状況によって保険料率は変動します。

〈「新規取引先の追加申込み」および「契約時取引先の削除」について〉

保険期間中に新たに取引を開始した取引先(債務者)については、取引開始の1か月前までに取扱代理店へ通知してください。取引先(債務 者)を追加できる場合、追加時の支払基準額に基づき追加保険料を払込みいただきます。

ただし、新規取引先(債務者)が他の被保険者の取引先(債務者)で、本保険の対象となっている場合等、新規取引先(債務者)の「与信枠」や 「与信状況」により、新規取引先(債務者)の追加ができない場合があります。「新規取引先(債務者)の追加 | 「契約時取引先(債務者)の削除 | に あたっては、毎月末日までに取扱代理店または引受保険会社へ報告・精算してください。翌々月1日より本保険の対象取引先(債務者)へ追加 または取引先対象から削除となります。

〈支払基準額の増額について〉

必要保証額の増加に伴い、債務者支払限度額の増額を希望される場合は、事前に「取引信用保険債務者支払限度額等変更請求書」により 増額の申請を行ってください。(取引先(債務者)の「与信枠」や「与信状況」により、増額できない場合もあります。)なお、増額が承認された 場合は、増額となる債務者支払限度額に基づき追加保険料の払込みが必要となります。

保険金をお支払いする場合・できない場合

保険金をお支払いする場合

次のいずれかの場合において、取引先(債務者)が被保険者に対して負担する債務が履行されないことによって、被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ①債務者に破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手 続開始または特別清算開始の申立があった場合
- ②債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③債務者の財産につき強制換価手続が開始された場合、仮 差押命令が発せられた場合または保全差押としての通知 が発せられた場合
- ④債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の 放棄の申述をした場合または財産の分離の請求がなされ た場合
- ⑤債務者がその財産につき管理人を置かないままその住所または居住を去った後1年間を経過してもその債務者の生存が確かめられない場合
- ⑥債務者が債務の弁済期日から起算して60日を経過しても その債務を履行しない場合において、引受保険会社がそ の債務につき履行の見込がないと判断したとき

保険金をお支払いできない場合(主なもの)

- ①保険契約者、被保険者(契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの者の法定代理人に故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。
- ②戦争、外国の武力行為、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(群集または多数の者の集団行為によって、全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- ③地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的もしくは経済的混乱によって 生じた損害
- ④核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生いた損害
- ⑤被保険者が未成年者その他の制限行為能力者と主契約を締結した場合において、 法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた損害
- ⑥商品に瑕疵があったことによって生じた損害
- ②被保険者が、債務者が債務を履行していないことを知りながら、その債務者と締結した主契約(売買契約等の保険の対象となる契約をいいます。以下同様とします。)について生じた損害
- ⑧被保険者が、債務者が左記「保険金をお支払する場合」のいずれかに該当することを 知りながら、その債務者と締結した主契約について生じた損害
- ⑨債務の弁済期日*から起算して60日を経過してもその債務を履行しない債務者に対して、この期間を経過した日の翌日以降に商品を引渡したことによって生じた損害
 - *弁済期日とは商品を販売した時点で定めた期日を指します。(当初約定期日) したがって、例えば手形の更改等による新しい弁済期日はここでいう債務の弁済期日には当たりません。
 - お取引条件を変更される場合には、必ず事前に取扱代理店・引受保険会社までご連絡ください。
- ⑩保険料領収前に生じた損害
- ⑪債務者ごとの支払基準額を超える場合は、その超過部分

など

本保険の対象となる取引・商品および取引先(債務者)

本保険の対象とする取引先(債務者)をお申込み時に申告していただきます。

保険の対象 となる 取引・商品 ●保険の対象となる取引:被保険者と申告取引先との継続的な売買契約および○EM契約

(ただし、下記「保険の対象とならない取引」を除きます。)

●保険の対象となる商品:被保険者が製造、販売する商品

上記取引における売上代金債権が保険の対象となります。ただし、代金決済の締切日の翌日から代金の支払期日(受取手形で決済する場合は手形決済日とします。)までの期間が原則180日以内※の債権が対象となります。 ※180日を超えるものがある場合は、取扱代理店または引受保険会社へ個別にご相談ください。

保険の対象 となる 取引先の条件

- ●会社※設立後5年以上であること(債務者が一般社団法人日本玩具協会会員(団体会員の会員を含む) の場合のみ、2億円の保証枠の優遇制度があるため、適用します。※個人事業主を含みます。)
- ●被保険者の親会社、子会社、関連会社でないこと

🗶 保険の対象とならない取引例

●融資・債務保証または債務保証と判断される行為に起因する損失

ご注意

取引信用保険では、継続的な売買契約に基づく売上代金債権が保険の対象となります。 したがって、主契約がスポット取引(継続的ではない個別売買)はお引受けできませんので、ご注意ください。

リスクマネジメント部会会費、部会運営費について

本保険に加入される場合は、引受保険会社へ支払う保険料とは別に、リスクマネジメント部会の年会費10,000円および部会運営費として保険料の17%を一般社団法人日本玩具協会が徴収させていただきます。

詳細に関しては、一般社団法人日本玩具協会事務局までお問合わせください。

〈ご注意いただきたいこと〉

ご契約内容に次の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受幹事保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約が解除されたり、変更後に生じた損害については保険金が支払われないことがあります。

●ご契約者または被保険者のご住所の変更など、保険証券の記載事項 に変更が生じた場合 など

〈共同保険について〉

この保険契約は、下記の引受保険会社による共同保険契約であり、各 引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を 負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保 険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事 務を行っております。下記共同保険分担割合は昨年の契約時点のもの で、本年の契約時点での分担割合は決定していません。実際に引受を行 う保険会社、およびその分担割合は変更になる可能性があります。これ らに係る確定内容をご確認されたい場合には、取扱代理店または引受保 険会社までお問合わせください。

〈個人情報の取扱いについて〉

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されております。詳細については、引受幹事保険会社のホームページ (https://www.aioinissaydowa.co.jp/) および各引受非幹事保険会社のホームページをご覧ください。

〈複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)〉

他の保険契約等 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます) により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額 (支払限度額) 等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。*

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈保険会社破綻時等の取扱い〉

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

- ■本プランの取引信用保険は、一般社団法人日本玩具協会を保険契約者とし、一般社団法人日本玩具協会の会員、同協会の団体会員の会員、玩具安全マーク使用許諾契約企業を被保険者(補償の対象となる方)とする取引信用保険被保険者明細付契約です。取引信用保険証券・普通保険約款・特約・特約書・保険料領収証は保険契約者(一般社団法人日本玩具協会)に交付されます。
- ■このご案内は取引信用保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

「取引信用保険」のお問合わせ先について

取扱代理店であるキッズスマイル保険株式会社は引受保険会社(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)の保険契約の締結権ならびに告知受領権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っています。したがいまして、取扱代理店であるキッズスマイル保険株式会社と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約されたものとなります。

一方この契約(取引信用保険明細付契約)は保険契約者を一般社団法人日本玩具協会、加入者を協会会員とする保険ですが、保険契約者である一般社団法人日本玩具協会は、損害保険会社の代理店ではありませんので、保険契約の締結権ならびに告知受領権もなく、損害保険の募集業務を行うことはできません。「取引信用保険」に関するご照会・ご不明な点等につきましては、すべて取扱代理店であるキッズスマイル保険株式会社または引受保険会社までお問合わせ願います。

【取扱代理店】

キッズスマイル保険株式会社

東京都台東区駒形2丁目4-11 ヨシクニ駒形ビル8F TEL 03-5806-3766 FAX 03-5830-2617

【保険契約者・リスクマネジメント部会運営者】

一般社団法人 日本玩具協会

東京都墨田区東駒形4丁目22-4 日本文化用品安全試験所ビル5F TEL 03-3829-2513 FAX 03-3829-2510 【引受幹事保険会社】(分担割合:80%)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業課

東京都中央区日本橋3-5-1-19 TEL 050-3460-8162 FAX 03-6734-9609

【引受非幹事保険会社】(分担割合:20%)

損害保険ジャパン株式会社 企業営業第八部第四課

東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-4678 FAX 03-3231-7835